

一般社団法人 日本外傷歯学会 会員行動規範

一般社団法人 日本外傷歯学会（以下、本学会という）は、本学会相互ならびに国内外の関連諸団体と連携・協力し、わが国の外傷歯学の進歩・発展を図り、国民の健康と福祉に寄与するため、会員の行動規範をここに定める。

（会員の責任と行動）

- 1 本学会会員は、自らが培った外傷歯学に関する専門知識や技術、経験に基づき、高い倫理意識のもとに行動し、人々の健康と福祉に貢献する責任を負う。

（法令・規律の遵守）

- 2 本学会会員は、外傷歯学に関する教育、研究、臨床の実施にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

（公開と説明）

- 3 本学会会員は、自らが携わる外傷歯学に関する教育、研究、臨床の意義、役割ならびに成果を客観性をもって公表し、社会と建設的な対話を行うよう努める。

（研究活動）

- 4 本学会会員は、研究活動において、実験データ等や情報を適切に記録し保存する。研究成果の、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正行為を為さず、また加担しない。

（患者や被験者等への配慮）

- 5 本学会会員は、教育、研究、臨床の活動において、患者や被験者の人権、人格を尊重し、福祉に配慮する。また動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

（研究環境の整備）

- 6 本学会会員は、公正で透明性の高い研究環境の確立と維持に積極的に取り組むとともに、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

（他者との関係）

- 7 本学会会員は、他者の成果などの業績を正当に評価するとともに、批判すべきは適切に批判する。また自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。

（差別の排除）

- 8 本学会会員は、外傷歯学に関する教育、研究、臨床の活動において、人種、ジェンダー、地位、思想、宗教などによって個人を差別せず、個人の自由と人格を尊重する。

（利益相反）

- 9 本学会会員は、自らが行う研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

（附則）

この規範は、令和2年1月1日から施行する。